

別表（第8条関係）

1. 身体障害補償

補償区分	補償額								
死 亡	500万円								
後 遺 障 害	後遺障害区分表により500万～15万円								
入 院	<table> <tr> <td>入院期間が 30 日以上 のとき</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>入院期間が 15 日以上 29 日以内 のとき</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>入院期間が 8 日以上 14 日以内 のとき</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>入院期間が 7 日以内 のとき</td> <td>2万円</td> </tr> </table>	入院期間が 30 日以上 のとき	10万円	入院期間が 15 日以上 29 日以内 のとき	5万円	入院期間が 8 日以上 14 日以内 のとき	3万円	入院期間が 7 日以内 のとき	2万円
入院期間が 30 日以上 のとき	10万円								
入院期間が 15 日以上 29 日以内 のとき	5万円								
入院期間が 8 日以上 14 日以内 のとき	3万円								
入院期間が 7 日以内 のとき	2万円								
通 院	<table> <tr> <td>通院期間が 15 日以上 のとき</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>通院期間が 8 日以上 14 日以内 のとき</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>通院期間が 7 日以内 のとき</td> <td>1万円</td> </tr> </table>	通院期間が 15 日以上 のとき	3万円	通院期間が 8 日以上 14 日以内 のとき	2万円	通院期間が 7 日以内 のとき	1万円		
通院期間が 15 日以上 のとき	3万円								
通院期間が 8 日以上 14 日以内 のとき	2万円								
通院期間が 7 日以内 のとき	1万円								

2. 財物損壊補償

修理費の範囲内で右の金額を支払う	1事故につき50万円を限度
------------------	---------------

施設の使用不能に伴う損害については支払対象としないものとする。